

地質調査業務特記仕様書

1. 事業年度 平成30年度
2. 委託名 天津小湊分遣所建設工事に係る地質調査業務委託
3. 委託箇所 鴨川市内浦 352 番地 8 外 地先

第1章 総則

第1条 目的

本業務は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下発注者という）の示す方針に従い、天津小湊分遣所建設事業における建築設計に必要な土質状況を把握するため、地質調査を行うものである。

第2条 摘要

本仕様書は、天津小湊分遣所建設工事に係る地質調査業務において適用される主要事項を示すものである。

第3条 仕様書及び標準仕様書

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか平成29年10月1日「地質・土質調査業務共通仕様書（千葉県県土整備部）」による。

第4条 業務の指示及び監督

- 1 本業務の受託者は、業務にあたり、当該契約に基づき発注者が別に定める監督員と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- 2 受託者は、本業務の各段階に着手するときは、当該段階の基本方針について監督員の承諾を受けなければならない。
- 3 受託者は、本業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、監督員と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

第5条 事故防止

現地調査は、傷害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに労働基準法その他関係法令を遵守し、円滑にこれを遂行しなければならない。事故損害等が生じた場合の補償に要する費用は受託者の負担とする。

第6条 成果品に対する責任の範囲

受託者は、業務完了後といえども報告書の内容に誤り、不備等が発見された場合は、速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受託者の負担とする。

第7条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、全て発注者とする。受託者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

第8条 納期

本業務の納期は、平成30年12月20日までとしこれを遵守する。また、納期内であっても調査の完了したものであるについては、提出を求めることがある。

第9条 成果品の提出

成果品は下記のとおりとする。

1. 業務報告書（A4） 3部
2. 電子成果品 1部

第10条 その他

調査にあたって、土地の立ち入りは地元住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう充分心掛けなければならない。

第2章 業務内容

第11条 業務内容

地質・土質調査、試験に関する業務（以下「調査」という。）を行うものとする。

第12条 業務主任技術者

業務主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

なお、業務の範囲が現場での調査・測量作業のみの場合、又は内業を含み、かつその範囲が平成29年10月1日「地質・土質調査業務共通仕様書（千葉県県土整備部）」第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を業務主任技術者とすることができる。

第13条 受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第14条 計画調査

受託者は、契約後速やかに調査計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

第15条 作業の進め方及び調査地点の確認

受託者は、各段階の作業が終了するごとに発注者に報告し、次の作業を進めなければならない。

2. 調査着手前の確認

(1) 受託者は、調査着手前に、その位置を確認しておかなければならない。

(2) 受託者は、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について発注者の承諾を得なければならない。

3. 地下埋設物の確認

調査区間で地下埋設物が予想される場合は、発注者に報告し関係機関と協議のうえ現地立会を行い、位置・規模・構造を確認するものとする。

第16条 関係官公庁その他への手続き等

受託者は、調査実施のために必要な関係官公庁その他への諸手続きを迅速に処理しなければならない。

受託者は、関係官公庁その他から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告するものとする。

第17条 守秘義務

受託者は、調査の実施過程で知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。

第3章 調査内容

第18条 調査内容

調査位置については、別添の地質調査位置図によるものとし、地質調査、土質構成調査、地下水位測定、標準貫入試験等の実施及び土質調査の結果による基礎計画の考察を行う。

土質調査ボーリングは2本掘削し、内容は以下のとおりとする。

- ・機械ボーリング (φ116) 砂・砂質土 4m
- ・機械ボーリング (φ66) 砂・砂質土 1.2m
- ・岩盤ボーリング (φ66) 軟岩 1.0m
- ・標準貫入試験 砂・砂質土 16回 軟岩 10回
- ・サンプリング トリプルサンプリング 1試料

なお、室内土質試験については、試験に必要な試料を採取し実施することとする。

第19条 調査

1 別添の地質調査位置図によりボーリング位置を決定し、別に実施する測量業務の成果により、位置及び標高を確認すること。

- 2 ボーリング機械はロータリー式コアボーリング機を用い、地下水位より上は送水せずに掘進すること。
- 3 ボーリング深度については、十分な支持層（N値＞50が5m連続する層）の得られる深度まで掘進を継続する。ただし、予定深度より浅いところに十分な支持層が得られた場合は、監督員の指示によること。
- 4 標準貫入試験は1mごとを原則とするが、地質が変わるごとにも行うこと。
- 5 試料の採取は各孔より地質が変わるごとに採取すること。なお、地層が同一である場合は監督員の指示によること。
- 6 ボーリング実施中の状況を必ず写真撮影すること。
- 7 地質ごとに採取した試料を白紙上に置き、接写装置を使用してカラー写真を撮影すること。

第20条 試験等報告書作成

- 1 試験（試験の方法はJIS規格によるものとする。）
 - ① 室内土質試験
 - ・ 土粒子の密度試験（1試料）
 - ・ 土の含水比試験（1試料）
 - ・ 土の粒度試験（ふるい分析1試料）
 - ・ 土の湿潤密度試験（1試料）
 - ・ 土の液性限界試験（1試料）
 - ・ 土の塑性限界試験（試料）
 - ・ 三軸圧縮試験（CD法）（1試料）
- 2 試料を整理し取りまとめること。（液状化検討を含む。）
- 3 断面図等を作成すること。
- 4 報告書を作成すること。

第21条 現地での立会・検査

検尺等の現地での立会・検査については、監督員及び監督員に代わるものを行うものとするが、やむを得ない理由により現地での立会・検査が出来ない場合は、別途指示する。なお、その際には、写真及び柱状図等により確認する。

第22条 打合せ

打合せは、業務着手時、成果品納入時及び監督員が必要と認めた時とし、打合せの場所は安房郡市消防本部とする。初回及び最終回の打合せには主任技術者が立ち会うものとする。

第23条 成果品

以下の事項を記録した報告書を3部提出すること。(別に電子データの提出をすること。)

- 1 調査概要
- 2 調査方法
- 3 調査結果
- 4 調査結果による基礎計画の考察
- 5 土質柱状図
- 6 地質推定断面図
- 7 各地層のカラー写真
- 8 作業状況等の記録写真
- 9 地質標本(1箱)

第24条 付則

- 1 事故及び損害の発生した場合は受注者の負担とし、災害の不可抗力による場合は双方協議のうえ決定する。
- 2 以上の規定のうち、調査箇所状況により適宜変更することができる。